

常陸太田市教育委員会定例会（8月）会議録

- 1 日 時 令和2年8月20日（木）午後1時57分
- 2 場 所 常陸太田市役所分庁舎教育委員会会議室
- 3 出席委員 教育長 石川 八千代
委員（教育長職務代理者）中村 和幸
委員 安西 仁人
委員 谷下田 幹子
委員 萩谷 浩司
- 4 欠席委員 なし
- 5 事務局職員 教育部長 武藤 範幸
教育総務課長 小泉 秀明
指導室長 佐藤 義明
生涯学習課長兼生涯学習センター館長 井坂 修
スポーツ振興課長 鈴木 正明
図書館長 高木 道安
学校給食センター所長 大畠 敬一
- 6 会議録署名委員 谷下田 幹子 委員
- 7 議 案
議案第40号 常陸太田市コミュニティ・スクール推進委員会設置要項の制定
について
議案第41号 常陸太田市コミュニティ・スクール推進委員の委嘱及び任命につ
いて
- 8 その他
- 9 閉 会 （午後3時30分）

教育長

定刻よりやや早いですが、皆様お揃いですので、ただ今から教育委員会8月定例会を開会いたします。

暦のうえでは既に立秋ですが、今年はお盆が明けても暑い日が続き、全国各地で40度を超えている状況です。

今日も茨城県は朝から熱中症の警戒アラームが出されており、朝のうちに教育委員会から学校へ、このまま気温があがった場合、部活の方も中止して欲しいと通知いたしたところです。

今年の学校の夏休みですが、8月8日から16日までの短い期間となりましたが、県内でも古河市と本市が一番短いということで、今配布しました新聞にもありますように、夏休みが始まる前の7日、水府小中学校はNHK、瑞竜中は東京新聞、夏休みが終わり授業再開後の今週月曜日、自治通信社から太田中が取材を受けて、新聞記事に子どもたちの声が掲載されております。短い夏休みであったけれど、やはり子ども達は学校がいいというコメントが載っております。

今週は短い夏休み明けということで、子ども達や先生方の健康面に配慮して、午前中授業をして給食を食べた後、下校となっております。中学校では1時間程度の部活は実施可としておりますが、この暑さのため暑さ指数が上がった場合には、すぐに部活を中止ということでございます。

また、普通教室等のエアコンや、今年の夏に限り、スポットクーラーや業務用の扇風機を設置して、それぞれの学校において授業を行っております。

本日の出席委員ですが、全員が出席となっております。また事務局職員については、文化課長が欠席となっております。会議録署名委員には谷下田委員にお願いをいたします。

議案の方ですが、事前に配布しておりますとおり2件の議案がございます。

またその他のところで、各課から新型コロナ対応を含め、報告をさせていただきますので、よろしくお願ひいたします。

それでは、議案第40号「常陸太田市コミュニティ・スクール推進委員会設置要項の制定について」を事務局から説明願ひます。

教育部長

1ページをご覧願ひます。

提案者に代わり、ご説明申し上げます。

議案第40号「常陸太田市コミュニティ・スクール推進委員会設置要項の制定について」でございます。

提案理由でございますが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律

(昭和31年法律第162号)第47条の5の規定に基づき設置する学校運営協議会の設置を推進し、必要な事項を定めるため、本要項を制定するものでございます。

議案の説明に入る前に、4ページと5ページの、「コミュニティ・スクール(学校運営協議会制度)導入の検討について」の参考資料をご欄願います。

1「概要」でございますが、コミュニティ・スクールは、学校、保護者、そして地域の皆様が、知恵を出し合い、学校運営に意見を反映させることで、子供たちの豊かな成長を支え、地域とともにある学校づくりを進めるための、地教法に基づく仕組みでございます。

2の、その地教法では、平成16年には、学校運営協議会を置くことができるとし、平成29年には、教育委員会は、所管に属する学校ごとに、学校運営協議会を置くように努めなければならない、と法の改正がされたものでございます。

3の、本制度の仕組みでございますが、次の5ページの図をご覧ください。

中央上段に「学校運営協議会」、その左側に「市及び県の教育委員会」、右側に「学校」という位置関係でございます。それぞれに、矢印により、意見や説明、承認などの記載がありますが、学校運営協議会の主な役割として、中央下段、並びに、4ページの4に記載がありますように、

- ・校長が作成する学校運営の基本方針について、校長からの説明を受け、承認すること。
- ・学校運営について、教育委員会や校長に対し、意見を述べること。
- ・教職員の任用に関して、教育委員会規則で定める事項について、教育委員会に意見を述べるができること。などでございます。

また、5ページの図、ちょうど中央部に、学校運営協議会から下への矢印と下からの矢印がございますが、協議会は、保護者や地域住民から、意見等の情報収集を行うとともに、協議会の結果に関し、情報提供をする努力義務があるものでございます。

次に、4ページの5、学校運営協議会委員の選任の例でございますが、法律では、地域住民、保護者、地域学校協働活動推進員、その他対象学校の運営に資する活動を行う者、その他教育委員会が必要と認める者、となっております。

6、県内他市町村の導入の状況といたしましては、記載の小中学校、並びに、牛久市におきましては、全小中学校で導入をされております。また、日立市におきましては、全小中学校において、今年度は試行設置。来年度

の令和3年度において、全校で導入予定としてございます。

7、本市における導入計画でございますが、今年度には、市全体としての推進委員会を設置し、導入に向けた検討を進め、令和3年度には、現時点で統合予定の無い小中学校11校について、令和4年度の導入に向け、各学校ごとに検討・協議をすすめまた、令和4年4月の統合を予定している小学校については、統合後の令和4年度に検討・協議をし、令和5年度の導入を目指していくこととしたいと考えております。

それでは、議案の説明に戻らせていただきます。2ページをご覧くださいます。設置要項でございます。

第1条は、設置について。

第2条は、推進委員会の所掌事項といたしまして、(1) コミュニティ・スクールの調査研究及び理解に関すること。(2) コミュニティ・スクールの機運醸成に関すること。(3) 地教法の中で、教育委員会において規則で定めることとしている、例えば、①学校運営に関し、教育課程の編成の他、教育委員会規則で定める事項について。また、②学校職員の採用や任用に関し、教育委員会規則で定める事項について、③学校運営協議会そのものの運営に関する事項など、教育委員規則で定める事項に関することなどでございます。(4) は、その他コミュニティ・スクールの推進に必要なこと、としてございます。

第3条は、本推進委員会の組織で、委員は10人以内で組織すること、第2項においては、委員は教育委員会が委嘱又は任命することと、各号において委員の構成を規定してございます。

第4条は、委員長及び副委員長について。

第5条は、会議。

第6条は、謝金として、委嘱する者へ、1回当たり3,000円。

第7条は、任期で1年とし、再任を妨げないものでございます。

第8条は、庶務で、教育総務課において処理するものでございます。

第9条で補則について規定しております。

附則でございますが、この告示は、公布の日から施行するものでございます。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

教育長	ただいま、教育部長から説明がございました。委員の皆様、何か質疑等はございますか？
委員	コミュニティ・スクールと学校運営協議会の違いは。
教育部長	地教法では、学校運営協議会が正式名称となっている。

教育長	コミュニティ・スクールは、学校運営協議会を設置してある学校をコミュニティ・スクールという名称としている。
委員	学校評議員制度のもとでは、校長の基において意見を求めるのが学校評議員制度であり、今回の学校運営協議会では権限があり、教職員の任用と規定もされている。合議制で意見を求められるから、それを反させなければならぬ大変である。もう一つの問題点は、小さい学校での人集めが大変である。
教育長	<p>16年に学校運営協議会を任意に設置できることが規定されており、29年から努力義務となったので、この法律の施行において5年間の準備期間を設けている。</p> <p>本市では14年に学校評議員を立ち上げて4人～5人推薦された方を校長が1年委嘱して、学校行事等に対して意見を述べてきたが、今度のコミュニティ・スクールは、校長が立てた経営ビジョンが認められなければ否決されることになる。コミュニティ・スクール制度が始まり15年程経つが、中には、そのために校長が1年おきに異動した学校もあったことは、異例であるだろうけど聞いている。</p> <p>学校運営協議会の中で合議する内容を規則で定めることになるので、学校運営協議会が強い意思をもって本来あるべき姿を見失わないように、きちんと規則に定める必要がでてくる。</p>
教育部長	法の逐条では、職員の任用については、教育委員会の意見の対象となる範囲について教育委員会規則で定めることになっている。さらに個人を特定する意見ではなく、建設的・一般的な意見について述べることなどが規定されている。
教育長	コミュニティ・スクールに移行した場合、そのまま学校評議員のメンバーが、スライドすることは可能である。ただし、新しい制度へ移行した場合、教育委員会が規則に基づいて、委嘱ではなく任命することになる。
委員	現在の学校評議員はなくなるのか。
教育部長	教育委員会が何れか一方を選択できることになり、例えばコミュニティ・スクールを選択した場合には、学校管理規則にある学校評議員はなくなることになる。
教育長	<p>今回の新学習指導要領の中でも、ひらかれた教育課程ということで新しい学習指導要領で求めている。</p> <p>また、既存の組織を学校運営協議会へ移行し、年度末に学校評価など、今回の委員にもやっていただくことになる。</p>
委員	文科省では学校評議員をなくす方向で動いている。学校経営や運営は、

	<p>校長をはじめ、みんなで考えるものであり、それに対して学校運営協議会が目標と組織に基づいて人事が配置されるので、そこに人事案件など何らかの規則を定め、その入れ方を決めなければならない。</p>
教育長	<p>例えば外国語専門の先生を入れて欲しいなど、それぞれの学校運営協議会の合意の基、それぞれの市教委を通して県教委へ報告し、その内容に対して、回答しなければならないことになる。</p>
委員	<p>実際に学校評議員の会議は、年2～3回開催している程度である。今後学校運営協議会を設置する場合、開催回数を増やし学校の状況を見ないと形骸化する恐れがある。</p>
教育長	<p>時期的に3月末の時点で承認をもらわないと、4月から学校運営がスタートできないことになる。</p> <p>高萩市の秋山小中で導入しており、先進地視察を行い導入に向けた検討が必要である。秋山小では、今回の新型コロナウイルス感染症の関係で、学校の消毒作業が大変ということで、学校運営協議会のメンバーが集まり、消毒作業について話し合いをもち、すぐに対応することができたと聞いている。</p>
委員	<p>児童生徒の問題など、どこまで協議会に入れるかなど規定しておくべきである。</p>
教育長	<p>委員に任命された人は守秘義務があり、個人情報など協議会以外に出さないことを前提に、話し合いをすることになる。その中で学校の課題などを協議していかなければ、従来どおりの課題解決となってしまう。学校の校種別の捉え方も異なるが、共通の部分はおさえ、さらに細分化して理解を深めることになる。</p>
教育部長	<p>学校運営協議会の委員になった方は、合議制の基地域の一員として学校を校長と一緒に支え、理解していただくことが大切である。</p>
教育長	<p>他になければ、議案第40号「常陸太田市コミュニティ・スクール推進委員会設置要項の制定について」は議決いただいたことといたします。</p> <p>それでは、続いて、議案第41号「常陸太田市コミュニティ・スクール推進委員の委嘱及び任命について」を議題といたします。事務局より説明願います。</p>
教育部長	<p>6ページをご覧ください。</p> <p>提案者に代わり、ご説明申し上げます。</p> <p>議案第41号「常陸太田市コミュニティ・スクール推進委員の委嘱及び任命について」でございます。</p>

提案理由でございますが、ただ今の議案第 40 号でご議決をいただきました設置要項に基づく、常陸太田市コミュニティ・スクール推進委員会を設置し、委員を委嘱及び任命するため、提案するものでございます。

7 ページをご覧ください。

委員名簿（案）でございますが、学識経験者から 1 名。小中学校 PTA 関係者から 2 名。小中学校の職員から 4 名。市の職員から 3 名。合計 10 名を委嘱及び任命するものでございます。

なお任期は、令和 2 年 8 月 20 日から令和 3 年 8 月 19 日とするものでございます。

ご審議のほどよろしく願いいたします。

教育長	<p>ただいま説明がありましたが、ご意見があればお願いいたします。</p> <p>ご意見がないようですので、議案第 41 号「常陸太田市コミュニティ・スクール推進委員の委嘱及び任命について」は議決いただいたことといたします。</p> <p>それでは、本日予定しておりました議案はすべて終了となりました。</p> <p>続いて次第の 7、「その他」に移ります。各課において新型コロナウイルスの対応状況など報告願います。</p>
各所属課長	<p>○各課における新型コロナウイルスの対応状況等について報告。</p>
委員	<ul style="list-style-type: none">・短い夏休み明け週の午前中授業はよかった。・一番暑い時間帯の下校なので、熱中症が心配である。
教育総務課	<p>次回教育委員会定例会（9 月）日程について</p> <p>日時 令和 2 年 9 月 24 日（木）午後 2 時 00 分</p> <p>場所 常陸太田市役所分庁舎 203・204 会議室</p>